

歯科点数表の第2章第12部に規定する「製作技工に要する費用」の概念の理解による
「歯冠修復及び欠損補綴点数」改善のための提言

近年日本国民のQOL向上に伴い、歯科医療に対しても審美性や機能性の追求、さらにその永続性が求められている。このためわれわれ歯科医療関係者は研鑽を重ね、最新技術や最先端の機器の導入に対応しなければならない。

一方その対価ともいえる診療報酬点数は低評価である。特に歯科技工料に直結する歯冠修復及び欠損補綴点数は有床義歯点数では若干の上昇はあるものの歯冠補綴点数は横ばいとなっている。

平成 27

年 11 月広島県歯科医学会において「広島県における歯科技工士業務従事者届の集計結果を考える」を公表したが、この中で、将来の歯科技工を担うべき若い歯科技工士減少のため国民への良質な補綴物提供が担保出来ないことを述べた。その大きな原因として歯科補綴点数の低評価に伴う歯科技工料の安値が挙げられる。

昭和 63 年 5 月 30 日付の厚生労働大臣告示において診療報酬点数表の第 2 章特掲診療料第 9 部（現第 12 部）歯冠修復及び欠損補綴の通則 5 に「歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね 100 分の 70、製作管理に要する費用がおおむね 100 分の 30 である。」と謳われた。

しかしこの通則は、製作技工に要する費用と製作管理に要する費用の構成割合が示されたものであり、外部委託をするに当たって個々の当事者を拘束するものでないと解された。

そもそもこの割合は当時の歯科技工料金調査の結果等を勘案して決められた。このため、診療報酬改定の際の参考資料としてその後も 2 年に 1 度歯科技工料金調査が行われている。

特に診療報酬表第 2 章第 1 2 部においては、この調査結果や他の調査資料、社会情勢なども踏まえて診療報酬点数が決められており、調査の結果歯科技工料金が上がっていなければ、診療報酬点数の評価は上がらない仕組みになっている。

今回、歯科技工料の実態調査などから、過去の歯科技工料金と診療報酬点数の関係を精査し、その傾向について報告するとともに、国民への安全、安心な歯科技工物の提供を安定的に行うためには「歯冠修復及び欠損補綴点数」の評価を上げることが重要であることを示し、併せてその対策についても触れたい。